

令和7年度放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施案内

放課後児童健全育成事業とは

保護者が就労等により、日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業を利用するには、放課後児童クラブへの入会が必要です。

| 放課後児童クラブ名 | 電話 | 対象校区 |
|------------------------|----------|---------------|
| 富吉放課後児童クラブ (富吉児童館内) | 692-7045 | 藍住西小学校 |
| 勝瑞放課後児童クラブ (勝瑞児童館内) | 641-4040 | 藍住東小学校 |
| 奥野放課後児童クラブ (奥野児童館内) | 692-8858 | 藍住南小学校 |
| 住吉放課後児童クラブ (住吉児童館内) | 692-0221 | 藍住北小学校 |
| 西部放課後児童クラブ (西部児童館内) | 692-7773 | 藍住西小学校、藍住北小学校 |

※ 乙瀬地区の児童は西部放課後児童クラブへの入会となります。

利用時間

| | |
|---------------|----------------|
| 平日 | 放課後～午後6時 |
| 土曜および学校休業日 | 午前7時30分～午後6時 |
| 長期休暇(夏・冬・春休み) | 午前7時30分～午後6時 |
| 延長利用 | 午後7時まで ※(閉所時間) |

- ※ 午後6時以降の延長利用は、別途申請が必要です。
- ※ 求職活動中や就労等終了時間が概ね午後2時より早い場合は原則午後6時以降の延長利用はできません。
- ※ 閉所時間までにお迎えをお願いします。
遅延が続くときは退会をしていただくことがあります。
- ※ 時間までのお迎えができないときは、
板野東部ファミリー・サポート・センター(電話088-693-3033)
の利用をご検討ください。

放課後児童クラブの閉所日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日まで
- (4) その他、特に必要と認める日

入会の要件

藍住町に住民登録している小学1年生から6年生までの児童の保護者全員が、次のいずれかに該当し、日中児童の養育ができない場合

- (1) 就労
- (2) 疾病・負傷・障がい
- (3) 同居親族等の介護及び看護
- (4) 技術習得等による就学（職業訓練を含む）
- (5) 出産前後の一定期間内
- (6) その他町長が必要と認めるもの

※ 児童が小学4年生以上のときは、週4日以上かつ週16時間以上又は午後4時以降まで就労・就学等を行っていること。

入会ができない場合

- (1) 特別な資格を要する者が行う医療行為等を必要とするとき
- (2) 過去の利用料が未納となっているとき(兄弟姉妹分を含む)
- (3) 保護者が育児休業中のとき

入会の手続き

各放課後児童クラブ又は役場福祉課で書類を受取り、申請をしてください。申請書提出先は、入会希望の児童クラブとなります。

【令和7年4月1日から入会希望の場合】

受付 令和6年12月23日(月)から令和7年1月17日(金)まで
※日・祝日・年末年始を除く
午前9時から午後6時まで

【令和7年5月以降に入会希望の場合】

受付 入会希望月の前月10日まで(休館日のときは、その直前の開館日)
午前9時から午後6時まで

※ 2か月前から随時受付をします。

※ 月途中の入会はできません。

(例) 7月1日から利用希望のときは、5月1日から6月10日までに申請が必要となります。

【長期休暇(夏・冬・春休み)のみ入会希望の場合】

夏休み 6月10日までに申請

冬休み 11月10日までに申請

春休み 2月10日までに申請

申込みに必要な書類

(1) 登録申請書

(2) 利用事由により必要と認められる書類

・保護者(単身赴任者分含)および同居親族のうち、65歳未満の祖父母等の証明を提出してください。

※ 保護者とは、父又は母を指しており、父母不在のときは養育者となります。

・証明は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

| 利用事由 | 必要書類 | 利用許可期間 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 就労 | 雇用 | 年度末又は就労期限等の終了月末まで |
| | 就労証明書 事業の確認ができる書類 ・確定申告書の写し(令和5年中分) ・売上伝票(出荷伝票)の写し ・個人事業の開始届の写し等 ※株式会社、有限会社等の法人は不要 | |
| 求職活動 | 求職活動申立書または職業安定所登録証の写し | 年度内1回 8週間を上限とする 月末まで |
| 疾病・負傷・障がい | 診断書または身体障害者手帳等の写し | 病状等が快復又は平癒した月末まで |
| | 申立書 | |
| 親族の介護・看護 | 常に介護・看護を必要とすることの証明 | 病状等が改善した月末まで |
| | 申立書 | |
| 就学 | 在学証明書又は合格通知書の写し | 卒業又は修了予定日の月末まで |
| | 月の就学時間が分かる書類(カリキュラム等) | |
| 妊娠・出産 | 母子手帳の写し(出産予定日と保護者名がわかるページ) | 出産予定日の前後8週間が経過した月末まで |
| 災害 | り災証明書 | 復旧などにより事由に該当しなくなった月末まで |
| その他 | 町長が必要とする書類 | |

- ※ 申込時に必要書類が提出できないときは、その旨の申立書で申請の受け付けをしますが、指定期日（受付日から1か月後）までに提出がなければ入会はできません。
- ※ 提出書類の審査に伴い、利用が必要な事由を明らかにするため、追加書類の提出や必要に応じてご自宅、勤務先等に状況確認を行うことがあります。

(3) 世帯状況等確認のため必要な書類

| 状況 | 確認書類(いずれか1点) |
|------------------------|---------------------|
| ひとり親家庭等で児童扶養手当の認定がないとき | ひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し |
| | 戸籍謄本（申請日より1か月以内） |
| | その他、ひとり親家庭等が確認できるもの |
| その他 | 状況に応じ、町が必要と認めたもの |

入会の判定

「藍住町放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）入会判定指針」及び「放課後児童クラブ入会判定基準」に基づき判定を行います。

(1) 入会許可決定

【4月1日入会】 3月上旬頃「入会許可通知書」を送付

【5月以降入会】 入会前月の下旬頃「入会許可通知書」を送付

(2) 入会保留決定

定員超過等により入会ができなかったときは「入会保留通知書」を送付します。

※ 申請は年度内有効ですので、毎月入所判定の対象となります。

入会可能となったときは、利用開始前月中旬頃に電話で意向確認をさせていただき、その後「入会許可通知書」を送付します。

申請の取下げ

児童クラブへの入会希望がなくなったときは、取下届を提出してください。

退会となる場合

- (1) 「入会の要件」に該当しなくなったとき
- (2) 集団活動の中で、他の児童の学習や遊び等に支障のあるとき
- (3) 児童が疾病等により利用困難であると判断したとき
- (4) 提出書類に虚偽があったとき
- (5) 月の出席日数が概ね8日未満の状態が3か月以上続いたとき
- (6) 特別な理由がなく、利用料を納付期限から3か月以上滞納したとき

退会の手続き

上記「退会となる場合」に該当したとき又は退会を希望するときは退会日以前に児童クラブへ退会届を提出してください。

利用料について

月額 5,000円

※ 退会届が提出された月までの負担となり、月の途中で退会したときも日割計算は行いません。

※ 在籍中は利用のない場合でも、月額利用料が必要となります。

- (1) 利用料は、原則口座引落となりますので、「口座振替依頼書・自動払込申込書」を町指定金融機関に提出してください
(毎月20日引落。祝、休日のときは金融機関の翌営業日)
- (2) 窓口納付を希望のときは、毎月、児童クラブから納付書をお渡ししますので、期限内に納付をしてください

利用料の減額・免除について

次に該当するときは、申請による適用制度があります。

- (1) 地震、風災害、火災若しくはこれに類する災害を受けたとき又は資産盗難等の事故にあったとき
- (2) 保護者が長期療養を要する疾病などにより、異常の出費を要すると認められたとき
- (3) 保護者が現に事業若しくは業務を停止又は休止しているとき
- (4) 保護者の死亡、離婚等により、前年度より収入が著しく減じたとき。
- (5) 児童がやむを得ない理由で長期間利用できないとき。

利用料の軽減

次に該当するときは、申請による適用制度があります。

- (1) 世帯の第3子以降の児童
- (2) 生活保護世帯の児童
- (3) 市町村民税非課税世帯であって、次のいずれかに該当する世帯
 - ・母子及び父子の配偶者のないひとり親で現に児童を扶養している世帯の児童
 - ・在宅障がい者（児）のいる世帯の児童
 - ・準要保護世帯の児童
 - ・第2子の児童
- (6) 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が、77,101円未満のひとり親家庭の第2子以降の児童

※ 利用料の軽減は、申請月からの適用となります。「入会許可通知書」に同封をしていますので、該当するときは提出をしてください。

その他の手続き

入会中に次のような状況が生じたときは、児童クラブへの届出が必要です。

| 状況 | 必要書類 |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 世帯状況が変わったとき 住所・氏名が変わったとき | 住所・氏名・世帯状況変更届 |
| 町外へ転出するとき | 退会届 |
| 勤務先、就労時間、雇用期限が変わったとき | 就労（内職）証明書 |
| 利用事由が変わったとき | P3の必要書類 |
| 利用料の振替口座を登録（変更）するとき | 藍住町口座振替（解約）依頼書 手続きは町内金融機関窓口です。 |

その他

- (1) 放課後児童クラブは児童館施設で実施をしていますので、宿題や自習後に児童館利用の自由来館者と一緒に遊びを指導しています。
- (2) 宿題等を行うよう指導はしますが、学習内容を教えることは原則しません。
- (3) 放課後児童クラブや習い事等への送迎は、保護者の責任においてお願いします。
- (4) 放課後児童クラブでは、緊急メール配信システム「マチコミ」を導入し、行事や児童に関わる緊急情報を、皆様の携帯端末に配信します。登録方法は、児童クラブ（児童館）からお知らせしますので、ぜひご登録ください。
- (5) 休暇等により、ご自宅で児童の監護が可能なときは、家庭での監護にご協力をお願いします。
- (6) 利用に関することは、放課後児童クラブ（児童館）職員にお尋ねください。

| | | |
|-------|-------------------|--------------|
| 実施担当課 | 藍住町福祉課 | TEL 637-3114 |
| 事業受託者 | 社会福祉法人 藍住町社会福祉協議会 | TEL 692-9951 |